

鬼北町契約規則の一部改正について

令和3年10月1日以降の入札公告又は入札通知を行った工事及び、工事に関する委託業務に対して入札執行前に予定価格の公表をすることができることとなりました。

鬼北町契約規則(平成17年鬼北町規則第64号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(予定価格)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとし、落札、不落札にかかわらず発表しないものとする。ただし、町長が特に認めた場合は予定価格を入札後、発表することができる。</u></p>	<p>(予定価格)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>町長は、必要があると認めるときは、入札執行前又は、執行後に予定価格を公表することができる。</u></p>